

公示番号：160901

国名：パキスタン

担当部署：南アジア部南アジア第二課

案件名：ポリオ撲滅事業アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款事業実施促進
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年1月上旬から2018年2月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.30M/M、現地 8.67M/M、合計 9.97M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 70日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 40日、国内整理 6日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月22日(木)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100点)

類似業務	保健行政・感染症対策支援に係る各種業務
対象国／類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 野生型ポリオの国際的拡大に関する WHO の声明を受け、パキスタンに 4 週間以上滞在後、同国を出国する渡航者に対して、出国時に WHO 様式の 1 年以内に接種したポリオワクチンの接種証明書の提示が、パキスタン政府より求められることがあります。(予防接種等に係る費用はその他原価に含まれています。) 詳細については下記を参照してください。

<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2014/08121106.html>

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という）は、世界的にみるとアフガニスタン、ナイジェリアとともに野生株ポリオウイルス常在 3 か国の一つであり、Global Polio Eradication Initiative（以下、「GPEI」という）を中心とした国際社会もポリオ撲滅における最重点国に位置付けている。

パキスタンにおけるポリオの新規発症件数は、2014 年に一部地域での治安悪化と国内避難民の他地域への流入等の理由により全国規模の感染拡大が生じ、同年の発症件数は、前年の 93 件から 306 件に増加した。同国政府は、首相を議長とした「ポリオ撲滅のための国家タスクフォース」を発足させるとともに、国家保健サービス・国家行政・調整省（以下、「保健省」という）傘下にポリオ対策を一元的に統括する国家緊急対策センター（National Emergency Operation Center、以下、「N-EOC」という）を設置し、対策の強化に努めている。パキスタン政府及び国際社会の努力の結果、2015 年の発症件数は 54 件、2016 年は 16 件（11 月現在）（前年同月 38 件）と低い件数を示している。なお、ポリオ常在国では、通常、定期予防接種活動とそれを補完する定期外補充予防接種活動（ポリオワクチン接種キャンペーン、以下、「接種キャンペーン」という）により、5 歳未満児の免疫向上に努めている。

パキスタン政府は、2016 年中の感染遮断及び 2019 年中の撲滅達成に向けた最終段階として「ポリオ撲滅緊急計画 2016-2018」（ワクチン調達、ワクチン接種活動、サーベイランス（疫学監視システム）、啓発活動の 4 つのコンポーネントから構成）を策定し、N-EOC が UNICEF、WHO からの技術支援及び日本を含めた各国ドナーやロータリー財団、ビル&メリンダ・ゲイツ財団（以下、「ゲイツ財団」という）からの資金面での支援を受けながら、同計画に沿ったポリオ対策を実施している。上記計画の年間詳細計画である「ポリオ撲滅のための国家緊急行動計画 2016/17」では、撲滅に向けた課題として、接種キャンペーンの確実な実施、定期予防接種活動との連携強

化、サーベイランス強化、緊急対応ユニットの設置といった提言がなされている。また、GPEI はポリオ撲滅のために整備された保健システムが、ポリオ対策のみならず、中長期的には保健システム全体に裨益する重要性を指摘している。

JICA はパキスタンにおけるポリオ撲滅達成及び上記計画の円滑な実施への支援を目的に、ゲイツ財団との連携案件として、円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」を実施中である。同事業では「ポリオ撲滅緊急計画 2016-2018」の 4 つのコンポーネントのうち、3 年間の接種活動に必要となるワクチンの約半数の調達を支援している（残りはイスラム開発銀行が支援）。ゲイツ財団との連携では、ローン・コンバージョン・メカニズム（パキスタン政府が一定の指標（トリガー指標）を達成した場合、ゲイツ財団が全ての債務を弁済）を採用しており、トリガー指標に関する疫学状況の継続的な把握が求められる。また、上記円借款に加えて、無償資金協力「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画（UNICEF 連携）」を通じたワクチン調達支援及び技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」を実施し、特にポリオ対策の強化が必要な州における接種ワーカーの能力向上支援を実施中である。パキスタンのポリオ対策は GPEI を中心に官民ドナーが連携して同国政府（N-EOC）を支えており、これらパートナーとの緊密な連携・調整を踏まえた JICA 案件の実施が重要である。

このような背景の下、本業務ではパキスタンのポリオ対策の統括機関である N-EOC における運営上の課題の抽出・分析を行い、他ドナーと連携の下、同機関の運営・機能強化、及び有償関連案件の実施促進を支援し、ひいては同国のポリオ撲滅に寄与することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、N-EOC（所在地：イスラマバード）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、N-EOC のセンター長（N-EOC Coordinator）及び同機関職員が実施するポリオ撲滅対策に対して、各ドナー担当者と協力して助言を行うとともに、円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」の実施促進に係る支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）第 1 次国内準備期間（2017 年 1 月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、GPEI、パキスタン政府作成の関連報告書等を参照し、世界及びパキスタンにおけるポリオ対策に関する現状と課題を把握する。
- ② JICA 南アジア部及び JICA パキスタン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含む業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成し JICA 南アジア部による確認の後、提出する。併せて、JICA パキスタン事務所にもデータを送付する。

（2）第 1 次現地業務期間（2017 年 2 月下旬～2017 年 4 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA パキスタン事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② N-EOC 及び保健省へのヒアリング及び技術諮問委員会（TAG）会合関連資料を収集し、ポリオ対策に係る疫学状況及びポリオ対策の課題について分析を行う。
- ③ ポリオ対策、定期予防接種を含む感染症対策を支援する各ドナーへのヒアリ

ングや関連資料を踏まえ、支援概要及び支援実施上の課題、連携可能性等について情報整理・分析を行う。

- ④ ポリオ対策を含む感染症対策に関連する各種会議（定期・不定期）・研修・セミナー等に参加し、情報収集・分析を行い、必要に応じ助言を行う。
- ⑤ 「ポリオ撲滅のための国家緊急行動計画 2016/17」にて課題として挙げられた事項について、現在の N-EOC の取組状況を把握し、本業務を通じた支援（案）を作成する。また、当案について C/P 機関、関係ドナー及び JICA パキスタン事務所との協議を踏まえ、具体的支援内容について確定する（現時点では、N-EOC からの希望を踏まえ、特にポリオ対策／定期予防接種（PEI（Polio Eradication Initiative）/EPI（Expanded Program on Immunization））の連携強化、ポリオ対策を目的に整備された保健インフラ及び強化された保健システムの中長期的活用（Legacy Planning）に重点を置くことを想定する）。
- ⑥ 円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」の進捗をモニタリングするとともに、事業実施及び効果発現（運用・効果指標）に影響する課題を抽出し、対策（案）を取り纏める。
- ⑦ 円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」トリガー指標の達成状況をモニタリングし、指標達成に向けたポリオ対策の課題を抽出し、対策（案）を取り纏める。
- ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA パキスタン事務所による確認の後、C/P 機関に提出・報告する。
- ⑨ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）第 1 次国内整理期間（2017 年 5 月上旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 南アジア部に提出し、報告する。

（4）第 2 次国内準備期間（2017 年 5 月下旬）

第 2 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、JICA 南アジア部による確認の後、提出する。併せて、JICA パキスタン事務所にもデータを送付する。

（5）第 2 次現地業務期間（2017 年 6 月上旬～7 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA パキスタン事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 上記（2）②及び③について、更新・新規の情報有無を確認、新たな情報について収集・分析し、その結果について纏める。
- ③ ポリオ対策、定期予防接種を含む感染症対策に関連する各種会議（定期・非定期）・研修・セミナー等に参加し、情報収集・分析を行い、必要に応じ助言を行う。
- ④ 第一次派遣時に確認した上記（2）⑤の支援について、必要な情報収集・分析・調査を行い、ポリオ撲滅対策強化に係る技術支援を行う。
- ⑤ 円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」の進捗をモニタリングするとともに、事業実施及び効果発現（運用・効果指標）に影響する課題を抽出し、対策（案）

を踏まえ、C/P 機関に技術支援を行う。

- ⑥ 円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」トリガー指標の達成状況をモニタリングするとともに、第一次派遣時に確認した上記（2）⑦を踏まえ、指標達成に向けた C/P 機関の対策強化に係る技術的支援を行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA パキスタン事務所による確認の後、C/P 機関に提出・報告する。
- ⑧ JICA パキスタンに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第 2 次国内整理期間（2017 年 8 月上旬）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 南アジア部に提出し、報告する。

（7）第 3 次国内準備期間（2017 年 8 月下旬）

第 3 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、JICA 南アジア部による確認の後、提出する。併せて、JICA パキスタン事務所にもデータを送付する。

（8）第 3 次現地業務期間（2017 年 9 月上旬～11 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA パキスタン事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 上記（2）②及び③について、更新・新規の情報有無を確認、新たな情報について収集・分析し、その結果について纏める。
- ③ ポリオ対策、定期予防接種を含む感染症対策に関連する各種会議（定期・非定期）・セミナー等に出席し、情報収集・分析を行い、必要に応じ助言を行う。
- ④ 第一次派遣時に確認した上記（2）⑤の支援について、必要な情報収集・分析・調査を行い、ポリオ撲滅対策強化に係る技術支援を行う。
- ⑤ 円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」の進捗をモニタリングするとともに、事業実施及び効果発現（運用・効果指標）に影響する課題を抽出し、対策（案）を踏まえ、C/P 機関に技術支援を行う。
- ⑥ 円借款「ポリオ撲滅事業（フェーズ 2）」トリガー指標の達成状況をモニタリングするとともに、第一次派遣時に確認した上記（2）⑦を踏まえ、指標達成に向けた C/P 機関の対策強化に係る技術的支援を行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA パキスタン事務所による確認の後、C/P 機関に提出・報告する。
- ⑧ JICA パキスタンに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（9）第 3 次国内整理期間（2017 年 12 月上旬）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 南アジア部に提出し、報告する。

（10）第 4 次国内準備期間（2017 年 12 月下旬）

第 4 次派遣業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成、JICA 南アジ

ア部による確認の後、提出する。併せて、JICA パキスタン事務所にもデータを送付する。

(1 1) 第4次現地業務期間(2018年1月上旬~2月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA パキスタン事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 上記(2)②及び③について、更新・新規の情報有無を確認、新たな情報について収集・分析し、その結果について纏める。
- ③ ポリオ対策、定期予防接種を含む感染症対策に関連する各種会議(定期・非定期)・研修・セミナー等に参加し、情報収集・分析を行い、必要に応じ助言を行う。
- ④ 第一次派遣時に確認した上記(2)⑤の支援について、必要な情報収集・分析・調査を行い、ポリオ撲滅対策強化に係る技術支援を行う。
- ⑤ 円借款「ポリオ撲滅事業(フェーズ2)」の進捗をモニタリングするとともに、事業実施及び効果発現(運用・効果指標)に影響する課題を抽出し、対策(案)を踏まえ、C/P 機関に技術支援を行う。
- ⑥ 円借款「ポリオ撲滅事業(フェーズ2)」トリガー指標の達成状況をモニタリングするとともに、第一次派遣時に確認した上記(2)⑦を踏まえ、指標達成に向けたC/P 機関の対策強化に係る技術的支援を行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA パキスタン事務所部による確認の後、C/P 機関に提出・報告する。
- ⑧ JICA パキスタンに現地業務結果報告書(英文)を提出し、現地業務結果を報告する。

(1 2) 帰国後整理期間(2018年2月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(4) 専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書(和文)(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文3部(JICA 南アジア部、JICA 人間開発部、JICA パキスタン事務所へ各1部)

(2) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部(JICA 南アジア部、JICA パキスタン事務所、C/P 機関へ各1部)

(3) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文3部(JICA 南アジア部、JICA パキスタン事務所、C/P 機関へ各1部)

和文 3 部（JICA 南アジア部、JICA 人間開発部、JICA パキスタン事務所へ各 1 部）

ただし、第 4 次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 4 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ ポリオ撲滅及び撲滅後の保健インフラ活用に係る課題と対策に関する提言

（4）専門家業務完了報告書（和文 3 部）

以下の記載項目を盛り込むこと。

- ・ ポリオ撲滅及び撲滅後の保健インフラ活用に係る課題と対策に関する提言

上記報告書等の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、現地業務期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 南アジア部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒日本を標準とします。

（2）一般管理費の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について 10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとします。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とします。）

（3）臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構パキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費
- ・ 資料等作成費
- ・ 通信・運搬費
- ・ 傭人費・ローカルコンサルタント委託費
- ・ 旅費・交通費（注：現地業務期間中の内国及び外国出張に関連するものを対象）

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地業務期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、パキスタンにおけるポリオ対策進捗会議が2月及び6月（於イスラマバード）、世界的なポリオ撲滅に関する会議（於ロンドン（予定））が10月に開催される予定であり、本専門家は同会議への参加を業務の一部としていますので、該当月が現地業務日程に含まれる期間を提案してください（ロンドンへの渡航に係る経費は、9. (3)に記載のパキスタン事務所からの委嘱経費に含まれるため、見積書への記載は不要）。

② 専門家の活動範囲

主にイスラマバードにある N-EOC が勤務地になりますが、必要に応じて感染症対策に関連するセミナー・研修等参加のため、ラホール、カラチ、マンセラ、アボタバード等への出張の可能性があります。

③ 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。なお、「7.業務の内容」を踏まえ、ローカルコンサルタント委託による現地調査が必要な場合は、本プロポーザルにて提案可能です。

④ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

便宜供与あり（初回派遣時）

イ) 宿舎手配

便宜供与あり（初回派遣時）

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、パキスタン事務所がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

国家緊急対策センター（N-EOC）における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

一部の関連案件資料については、JICA ホームページにて閲覧可能です。

- ・ 「ポリオ撲滅事業（フェーズ2）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_PK-P64_1_s.pdf
- ・ 「定期予防接種強化プロジェクト」
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/F0FA662C9B4F684149257D410079D5E5?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ・ ポリオ撲滅のための国家緊急行動計画 2016/17（National Emergency Action Plan for Polio Eradication 2016 – 2017）

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 途上国での保健医療分野での経験、若しくは、保健行政、感染症対策等に関する知識を有することが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。また、現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載してください。現地での調査実施に当たっては事前に旅行日程・滞在先・連絡先等を「たびレジ」に登録するとともに、現地では在パキスタン・イスラム共和国日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICA パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、同事務所とは常時連絡が取れる体制とし、パキスタン国内での安全対策については同事務所の指示に従ってください。現地でのサイト視察実施に際しては、同事務所を通じた業務行程（案）の了承をパキスタン政府から得るとともに、実施機関スタッフや場合によっては治安当局による同行等のアレンジを行うこととします。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上